

## 公訴時効勉強会・当面の検討結果の取りまとめ（概要）

平成21年7月21日

法務省刑事局

### 1 検討の経緯等

- 法務省においては、被害者や遺族を中心として、殺人等の凶悪・重大犯罪の公訴時効制度について見直しを求める声が寄せられていることから、本年1月から、省内勉強会を開催して、その公訴時効の在り方等について検討を行ってきた。
- 勉強会においては、公訴時効制度の趣旨等の基本的理解や公訴時効に関連する事件の実情等を踏まえ、公訴時効制度の在り方等について、様々な観点から検討を行っているところ、本年3月までの検討の結果、検討を要する主要な論点が明らかになった。

### 2 検討を要する主要な論点

#### (1) 公訴時効制度の改正の必要性

公訴時効の見直しを求める被害者等の声や国会の場における指摘があり、国民一般の正義観念を踏まえつつ、公訴時効制度に関連する事件の実情や平成16年の法律改正との関係についても考慮して検討する必要がある。

#### (2) 証拠の散逸、被告人の防御との関係

訴追までの期間が長期にわたると被告人側の防御が困難になるとの指摘もあるが、他方で、重大犯罪について公訴時効を廃止している外国法制もあること等を踏まえ、この趣旨との関係について検討する必要がある。

#### (3) 被告人の事実状態の尊重との関係

殺人等の重大被害を与える犯罪では、事実状態を重視するのは不当ではないかとの指摘も踏まえ、この制度趣旨との関係を更に検討する必要がある。

#### (4) 処罰感情等の希薄化との関係

凶悪・重大犯罪については、被害者等の処罰感情は希薄化しないとの指摘もあるところ、平成16年改正後の時効期間を踏まえ、この制度趣旨との関係を検討する必要がある。

(5) 考えられる方策（各方策の利点及び更に検討を要する論点）

別表のとおり。

(6) 対象犯罪の範囲

例えば、人の死亡を伴う重大犯罪について考えると、①殺害について故意がある犯罪、②死刑に当たる罪、③故意の犯罪行為により人を死亡させた罪、④人を死亡させた罪に分類することが可能であるところ、公訴時効制度を見直すこととする場合、これらの類型のうち、どのような範囲のものを対象にするか等について、捜査資源の適正な配分の要請等の観点をも踏まえて検討する必要がある。

(7) 現に時効が進行中の事件の取扱い（遡及適用）

公訴時効制度を見直す場合、見直し方策に遡及適用を認め、現に時効が進行中の事件にも及ぼすことが可能か否かという問題。学説上見解が分かっている。

（積極説）時効期間に関する定めは、公訴時効が持つ安定的機能のもたらす利益と、犯罪者の処罰を確保する利益とを比較衡量して、立法者の決すべき事項であるから、時効期間の事後的な伸長も許される。 など

（消極説）公訴時効など被告人の実質的地位に直接影響を与える実体法に密接な訴訟規定については、憲法第39条の趣旨が及ぶ。 など

この問題は、憲法の解釈に関わるものであるので、学者等の有識者から意見を聴取するなどして更に検討を深める必要がある。

(8) 刑の時効との関係

3 今後の作業

- 公訴時効制度を見直すに当たっては、検討を要する主要な論点について、被害者団体、学者等有識者、関係機関等から意見を聴くなどして、更に検討を深め、見直しの当否や見直すこととする場合の具体的な方策の在り方について判断する必要あり。
- そこで、今後、勉強会を継続し、上記意見聴取を行うなどして、引き続き集中的に検討を進め、本年夏ころまでを目途に一定の方向性を打ち出せるよう検討を進めていくこととする。

## 考えられる方策の利点と更に検討を要する論点

考えられる方策	利点	更に検討を要する論点
公訴時効の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡明で分かりやすい</li> <li>・ 諸外国でも採用</li> <li>・ 犯人が明らかだが処罰できない事態は生じない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捜査資源の適正な配分の要請（捜査人員の維持・記録，証拠物等の保管）を考慮する必要</li> <li>・ 時効制度の趣旨との関係で，公訴時効を廃止することの当否につき検討が必要</li> </ul>
公訴時効期間の延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の制度とのそご少ない</li> <li>・ 大きく延長した場合，犯人が明らかだが処罰できない事態はまれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法定刑を基準に時効期間を定める現行体系における，一定の犯罪の別扱いの当否につき検討が必要</li> <li>・ 犯人が明らかだが処罰できない事態がなくなるわけではない</li> </ul>
DNA型情報等により被告人を特定して起訴する制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ どの者が被告人か不明な状況でも時効の停止効が得られる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 刑事訴訟手続はおよそ現実に進行しないのに，時効の停止効のみを目的として，伝統的な概念から乖離した起訴を認めることが相当か</li> <li>・ 基本的にDNA型情報等がある事件に対象が限られ，DNA型情報等が得られない事件と不均衡</li> </ul>
検察官の裁判官に対する請求により公訴時効を停止（延長）する制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捜査資源の適正配分の要請に配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別事件の相違を捨象して，法定刑に応じた一律の取扱いを定める現行制度と不整合</li> <li>・ 確実な証拠残さない犯人の事案や時効完成前に証拠がなかったが完成後に犯人判明した事案と不均衡</li> <li>・ 証拠の十分性等の要件を明確に定めることができるのか</li> </ul>

## 公訴時効制度について

法務省刑事局

平成21年7月21日

### 1 公訴時効制度について

公訴時効とは、法の定める一定期間が経過することによって、公訴権が消滅する制度である。

具体的には、犯罪行為が終わった時から、法の定める期間が経過すると、当該犯罪行為について起訴をすることができなくなる制度である。

※ 公訴時効が存在する理由については、以下のように説明されている。

- ①時間の経過による有罪・無罪の証拠の散逸
- ②時間の経過による被害者及び社会の刑罰要求の希薄化
- ③一定期間訴追されていないという事実状態の尊重

### 2 公訴時効期間

刑事訴訟法は、刑法等で定められた刑種及び刑期による刑の軽重に応じて、以下のとおり規定している。

死刑に当たる罪	25年
無期の懲役又は禁錮に当たる罪	15年
長期15年以上の懲役又は禁錮に当たる罪	10年
長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪	7年
長期10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪	5年
長期5年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪	3年
拘留又は科料に当たる罪	1年

### 3 近時の法改正

公訴時効制度については、刑事訴訟法の制定時（昭和23年）より改正がなされていなかったが、近時、刑法等の一部を改正する法律（平成16年法律第156号）により以下の改正がなされている。

死刑に当たる罪	改正前15年→改正後25年
無期の懲役又は禁錮に当たる罪	改正前10年→改正後15年
長期15年以上の懲役又は禁錮に当たる罪	改正後10年（新設）

※ 改正法は、平成16年12月8日公布、平成17年1月1日施行。

- ①国民の平均年齢の伸び等から、被害者の処罰感情等が時の経過により希薄化する度合いは低下していると考えられること
- ②新たな捜査技術の開発等により、犯罪発生後相当期間を経過しても、有力な証拠を得ることが可能になっていること

などからすると、特に凶悪・重大犯罪については、最長でも15年という公訴時効期間は短期に失すと思われる、公訴時効期間を延長することとした。

## 各国の時効制度

時効の種類	日本		アメリカ (ニューヨーク州)		イギリス (イングランド・ウェールズ)		フランス		ドイツ		
	時効期間	適用範囲	時効期間	適用範囲	時効期間	適用範囲	時効期間	適用範囲	時効期間	適用範囲	
公訴時効	25年	・ 死刑に当たる罪 殺人等	なし	・ 重罪(死刑, 無期自由刑) 殺人等	なし	・ 民族謀殺等及び非人道的行為の罪 (刑法213-5条) 集団殺害等	なし	・ 民族謀殺, 謀殺 殺人のうち, 殺人嗜好の動機に基づくなど特定類型のもの	なし		
	15年	・ 無期懲役・禁錮に当たる罪 強盗致傷, 強姦致傷等	5年	・ 他の重罪(長期1年以上の自由刑) 重大な身体的傷害を与える意図で人を死亡させた場合等	なし (例外あり)	・ 重罪(無期自由刑, 長期10年以上, 短期1年以上の自由刑) 殺人, 傷害致死等	10年	・ 無期自由刑に当たる罪 殺人のうち特に重い事案など	30年		
	10年	・ 長期15年以上の懲役・禁錮に当たる罪 傷害致死等						・ 長期10年を超える自由刑に当たる罪 一般的な殺人, 傷害致死等	20年		
	7年	・ 長期15年未満の懲役・禁錮に当たる罪					・ 軽罪(長期10年以下の自由刑, 罰金)	3年	・ 長期5年を超える自由刑に当たる罪 傷害致死のうち比較的重くない事案	10年	
	5年	・ 長期10年未満の懲役・禁錮に当たる罪									
	3年	・ 長期5年未満の懲役・禁錮, 罰金に当たる罪	2年	・ 軽罪(長期15日以上1年未満の自由刑)					・ 長期1年を超える自由刑に当たる罪	5年	
	1年	・ 拘留・科料に当たる罪  (刑事訴訟法250条)	1年	・ それ以外の罪  (刑事訴訟法30.10条)			・ 罰金以下  (刑事訴訟法7~9条)	1年	・ その他の罪  (刑法78条)	3年	

平成21年7月15日

凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について  
～制度見直しの方向性～

法 務 省

## 目 次

第1	はじめに	1
第2	中間取りまとめの概要	1
1	公訴時効制度の概要等	1
(1)	概要	1
(2)	趣旨	2
(3)	近時の法改正	2
2	検討を要する主要な論点	3
(1)	公訴時効制度の改正の必要性	3
(2)	証拠の散逸、被告人の防御との関係	3
(3)	被告人の事実状態の尊重との関係	3
(4)	処罰感情等の希薄化との関係	3
(5)	考えられる方策（各方策の利点及び更に検討を要する論点）	3
(6)	対象犯罪の範囲	5
(7)	現に時効が進行中の事件の取扱い（遡及適用）	5
(8)	刑の時効との関係	5
第3	その後の検討状況等	5
1	公訴時効勉強会等の開催状況等	5
2	聴取した意見の概要等	6
(1)	被害者団体	6
(2)	関係機関等	8
(3)	有識者	10
3	意見募集	12
(1)	公訴時効制度の改正の必要性等	12
(2)	考えられる方策	13
(3)	対象犯罪の範囲	13
(4)	現に時効が進行中の事件の取扱い（遡及適用）	13

(5) 刑の時効との関係	14
4 その他	14
第4 主要な論点についての考え方	14
1 公訴時効制度の改正の必要性	14
2 公訴時効制度の趣旨との関係	16
(1) 処罰感情の希薄化について	16
(2) 事実状態の尊重について	16
(3) 証拠の散逸について	17
3 公訴時効制度を見直す場合の方法, 対象範囲	17
4 現に時効が進行中の事件等の取扱い	18
(1) 現に時効が進行中の事件について	18
(2) 既に時効が完成した事件について	20
5 刑の時効との関係	20
第5 見直しの方向性	20

## 第1 はじめに

公訴時効制度については、近時、被害者の遺族を中心として、殺人等の凶悪・重大な犯罪について見直しを求める声が高まっている。そこで、法務省においては、本年（平成21年）1月から、「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方に関する省内勉強会」（以下「公訴時効勉強会」という。）を開催して、その公訴時効の在り方等について検討を行ってきた。

公訴時効勉強会においては、森法務大臣以下、佐藤副大臣及び早川政務官に加え、刑事局長、官房審議官などで構成する会議を開催するとともに、早川政務官を座長とするワーキンググループ（以下「公訴時効WG」という。）を度々開催してきた。

これらの会議において、本年3月末までに様々な観点から検討を進め、基本的な論点の整理を行い、その内容を、「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について～当面の検討結果の取りまとめ～」（以下「中間取りまとめ」という。）として公表したところである。

法務省においては、その後も、省内勉強会を継続し、この中間取りまとめにおいて整理した凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方に関する基本的な論点等について、パブリックコメント手続に準じた意見募集手続を行って国民から意見を募るとともに、被害者団体や学者、警察庁や日本弁護士連合会等から意見を聴くなどして、公訴時効制度の見直しの当否や見直すこととする場合の具体的な方策の在り方について検討を行った。

そして、このように様々な意見を参考に検討した結果、凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について、相当と考えられる一定の方向性が得られたことから、以下に、これまでの検討結果を取りまとめることとする。

## 第2 中間取りまとめの概要

省内勉強会における本年3月末までの検討結果は、中間取りまとめのとおりであるが、その概要を改めて記載すると、以下のとおりである。

### 1 公訴時効制度の概要等

#### (1) 概要

公訴時効制度とは、法律の定める一定期間が経過することによって、公訴

権が消滅する制度をいう。

公訴時効期間は、刑法等の実体法で定められている刑種及び刑期による刑の軽重に応じて定められており、具体的には、

- 死刑に当たる罪については、25年
- 無期の懲役・禁錮に当たる罪については、15年
- 長期15年以上の懲役・禁錮に当たる罪については、10年
- 長期15年未満の懲役・禁錮に当たる罪については、7年
- 長期10年未満の懲役・禁錮に当たる罪については、5年
- 長期5年未満の懲役・禁錮又は罰金に当たる罪については、3年
- 拘留・科料に当たる罪については、1年

とされている（刑事訴訟法第250条）。

## (2) 趣旨

公訴時効制度の趣旨については、一般に、

- ① 時の経過とともに、証拠が散逸してしまい、起訴して正しい裁判を行うことが困難になること
- ② 時の経過とともに、被害者を含め社会一般の処罰感情等が希薄化すること
- ③ 犯罪後、犯人が処罰されることなく日時が経過した場合には、そのような事実上の状態が継続していることを尊重すべきことをその根拠とするものと解されている。

## (3) 近時の法改正

公訴時効制度に関する現行刑事訴訟法の規定については、刑事訴訟法の制定時（昭和23年）より改正がなされていなかったが、平成16年に公訴時効期間の延長を内容とする改正が行われた。この改正は、

- 国民の平均年齢の延び等から、被害者の処罰感情等が時の経過により希薄化する度合いは低下していると考えられること
- 新たな捜査技術の開発等により、犯罪発生後相当期間を経過しても、有力な証拠を得ることが可能になっていること

などにかんがみると、特に凶悪・重大犯罪については、最長でも15年という公訴時効期間は短期に失すと思われたことから行われたものである。

具体的には、公訴時効期間を、

- 死刑に当たる罪については、15年から25年に、
- 無期の懲役・禁錮に当たる罪については、10年から15年に、
- 長期15年以上の懲役・禁錮に当たる罪については、7年から10年に、それぞれ延長した（その余の公訴時効期間については、従来どおり。）。

なお、この改正の際、現に時効が進行中の事件に関する公訴時効期間は、改正法附則第3条第2項により、なお従前の例によることとされた。

## 2 検討を要する主要な論点

凶悪・重大犯罪に関する公訴時効の在り方を見直す場合に検討が必要な主要な論点として以下のものがある。

### (1) 公訴時効制度の改正の必要性

公訴時効の見直しを求める被害者等の声や国会の場における指摘があり、国民一般の正義観念を踏まえつつ、公訴時効制度に関連する事件の実情や平成16年の法律改正との関係についても考慮して検討する必要がある。

### (2) 証拠の散逸、被告人の防御との関係

訴追までの期間が長期にわたると被告人側の防御が困難になるとの指摘もあるが、他方で、重大犯罪について公訴時効を廃止している外国法制もあること等を踏まえ、この趣旨との関係について検討する必要がある。

### (3) 被告人の事実状態の尊重との関係

殺人等の重大被害を与える犯罪では、事実状態を重視するのは不当ではないかとの指摘も踏まえ、この制度趣旨との関係を更に検討する必要がある。

### (4) 処罰感情等の希薄化との関係

凶悪・重大犯罪については、被害者等の処罰感情は希薄化しないとの指摘もあるところ、平成16年改正後の時効期間を踏まえ、この制度趣旨との関係を検討する必要がある。

### (5) 考えられる方策（各方策の利点及び更に検討を要する論点）

中間取りまとめにおいて、公訴時効を見直す場合の方策について、試みに4つの案を掲げているが、各案の特徴は、次表のとおり整理することができる。

考えられる方策	利 点	更に検討を要する論点
公訴時効の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡明で分かりやすい</li> <li>・ 諸外国でも採用</li> <li>・ 犯人が明らかだが処罰できない事態は生じない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捜査資源の適正な配分の要請（捜査人員の維持・記録，証拠物等の保管）を考慮する必要</li> <li>・ 時効制度の趣旨との関係で，公訴時効を廃止することの当否につき検討が必要</li> </ul>
公訴時効期間の延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の制度とのそごが少ない</li> <li>・ 大きく延長した場合，犯人が明らかだが処罰できない事態はまれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法定刑を基準に時効期間を定める現行体系における，一定の犯罪の別扱いの当否につき検討が必要</li> <li>・ 犯人が明らかだが処罰できない事態がなくなるわけではない</li> </ul>
DNA型情報等により被告人を特定して起訴する制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ どの者が被告人か不明な状況でも時効の停止効が得られる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 刑事訴訟手続はおよそ現実に進行しないのに，時効の停止効のみを目的として，伝統的な概念から乖離した起訴を認めることが相当か</li> <li>・ 基本的にDNA型情報等がある事件に対象が限られ，DNA型情報等が得られない事件と不均衡</li> </ul>
検察官の裁判官に対する請求により公訴時効を停止（延長）する制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捜査資源の適正な配分の要請に配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別事件の相違を捨象して，法定刑に応じた一律の取扱いを定める現行制度と不整合</li> <li>・ 確実な証拠を残さない犯人の事案や，時効完成前には証拠がなかったが完成後に犯人が判明した事案と不均衡</li> <li>・ 証拠の十分性等の要件を明確に定めることができるのか</li> </ul>

(6) 対象犯罪の範囲

公訴時効制度の見直しの対象となる犯罪の範囲をどのように定めるかという問題である。例えば、人の死亡を伴う重大犯罪について考えると、①殺害について故意がある罪、②死刑に当たる罪、③故意の犯罪行為により人を死亡させた罪、④人を死亡させた罪に分類することが可能であるところ、公訴時効制度を見直すこととする場合、これらの類型のうち、どのような範囲のものを対象とするか等について、捜査資源の適正な配分の要請等の観点をも踏まえて検討する必要がある。

(7) 現に時効が進行中の事件の取扱い（遡及適用）

公訴時効制度を見直す場合、見直し方策に遡及適用を認め、現に時効が進行中の事件にも及ぼすことが可能か否かという問題であり、学説上見解が分かれている。

積極説は、「時効期間に関する定めは、公訴時効が持つ安定的機能のもたらす利益と、犯罪者の処罰を確保する利益とを比較衡量して、立法者の決すべき事項であるから、時効期間の事後的な伸長も許される。」などとする。

他方、消極説は、「公訴時効など被告人の実質的地位に直接影響を与える実体法に密接な訴訟規定については、憲法第39条の趣旨が及ぶ。」などとする。

この問題は、憲法の解釈に関わるものであるので、学者等の有識者から意見を聴取するなどして更に検討を深める必要がある。

(8) 刑の時効との関係

刑の時効は、刑を言い渡す判決が確定した後、刑が執行されないまま一定の期間が経過したときは、刑の執行を免除する制度である。公訴時効と刑の時効とは、その性質に共通する面があるので、公訴時効制度の改正を行う場合、刑の時効についての見直しの必要性を検討する必要がある。

第3 その後の検討状況等

1 公訴時効勉強会等の開催状況等

中間取りまとめ公表後の、公訴時効勉強会及び公訴時効WGの開催状況等は次のとおりである。

本年4月24日 第7回公訴時効WG

5月11日	第8回公訴時効WG
同月12日	「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方」についての意見募集開始
同月22日	第9回公訴時効WG
6月11日	「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方」についての意見募集終了
同月18日	第10回公訴時効WG
7月6日	第4回公訴時効勉強会
同月10日	第11回公訴時効WG
同月15日	第5回公訴時効勉強会

これらの機会等を通じて、被害者団体、関係機関（日本弁護士連合会、警察庁等）、学者の意見を聴取するとともに、パブリックコメント手続に準じた意見募集手続を行って広く国民一般から意見を募るなどした。

## 2 聴取した意見の概要等

上記のような公訴時効勉強会及び公訴時効WGの活動を通じて聴取するなどした意見の概要等は以下のとおりである。

### (1) 被害者団体

以下の7つの被害者団体からヒアリングを行った。各団体の意見の概要は、以下のとおりである。

#### ア 全国犯罪被害者の会（あすの会）

- 人を死亡させた罪及び重篤な後遺障害が残る傷害事件については、公訴時効を廃止すべき。刑の時効も廃止すべき。
- 見直し策については遡及適用すべき。
- 捜査機関の負担については、犯人がおよそ生存していないだろうと考えられる期間が経過すれば、捜査人員の配置や記録の保管等の義務を免除するとの制度を提案する。
- 経済的補償や心理的ケアを充実させれば、被害者等は公訴時効を廃止しなくても納得するという考えは、あめ玉をしゃぶらせてごまかそうというもので、被害者等の尊厳を著しく傷つけるものである。

イ 地下鉄サリン事件被害者の会

- 人を死亡させた罪については時効を廃止する方向で検討してほしい。
- 遡及適用については、是非実現してほしい。
- 捜査資源については、証拠物の保管等の期限を（犯人が生存し得ない）80年後、90年後等に設定すればよいと思う。

ウ 殺人事件被害者遺族の会（宙の会）

- 犯罪はいつまでも追及されるということは、犯罪の大きな抑止力になると考えており、殺人事件に関しては、時効を廃止してほしい。
- 遡及適用については、是非してほしい。
- DNA型情報等により被告人を特定して起訴し、時効を停止させるべきである。

エ 犯罪被害者家族の会 Poena

- 未解決事件の被害者にとっては、犯人逮捕が何より重要であり、それについて議論することが先決である。
- 殺人や傷害致死、ひき逃げなどの人の生命が失われた犯罪については、一律に時効を撤廃してほしい。
- 見直し策の遡及適用については、法の適用の在り方や、既に時効が完成した遺族とのバランスから、これを望まない。
- DNA型情報等により被告人を特定して起訴する方法は、法の下に平等に反し、妥当でない。

オ 全国交通事故遺族の会

- 一般交通事故（自動車運転過失致死傷）の場合は、検挙率が高く、公訴時効の問題はないが、危険運転致死及びひき逃げ事犯（道路交通法上の救護義務違反）については、公訴時効を撤廃してほしい。救護義務違反は逃げ得を生じさせる犯罪であり、より重く処罰されるべき悪質犯罪である。

カ TAV（交通死被害者の会）

- 交通事故で時効が問題となるのは、専らひき逃げ事犯であるが、自動車運転により人を死傷させた事件については、公訴時効の廃止を求める。それが難しい場合でも、最低10年、できれば15年程度に延長してほ

しい。

- 遡及適用も是非望む。

キ 交通事故被害者遺族の声を届ける会

- 公訴時効制度の存在理由はいずれも説得力に欠ける上、捜査費用についても追加で必要な費用は少ないはずであり、人の生死に係る事件については公訴時効を廃止すべきである。
- 遡及適用によって実行時よりも後に定められた厳しい罰に処すわけではなく、既に時効が完成した事件も含め遡及適用すべきである。

(2) 関係機関等

警察庁及び日本弁護士連合会から意見を聴取した。それぞれの意見の概要は、以下のとおりである。

ア 警察庁

- 第一次的に被害者の方々と直接接する警察としては、被害者の方々の心情に十分に配慮する必要があるものと考え。一方で、捜査現場を抱える警察としては、捜査資源の適正な配分の要請（捜査人員の維持、捜査記録・証拠品の保管）等、捜査への負担の増加等にも配慮する必要がある。これらを踏まえると、警察庁として、法務省の中間取りまとめにおける4つの見直し策及び対象犯罪の範囲のいずれについても、一概に意見を述べることは困難である。
- なお、警察庁としては、未解決の重大事件の捜査及び重大犯罪の予防に資する環境、体制づくり（例えば、自動車ナンバー自動読取システムの設置の普及、一般車両へのドライブレコーダーの普及等）を関係機関と連携しつつ進めていくことが重要と考えている。

イ 日本弁護士連合会

日本弁護士連合会は、凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方に関して、法務省がその可否を含めて検討中のいずれの「考えられる方策」による改正についても反対する。また、いずれによる改正であっても、現に時効が進行中の事件についての遡及適用についても反対する。理由は以下のとおりである。

- ① 平成16年改正は、DNA型鑑定等により有力な証拠を得ることがで

きるようになっていないことを理由としており、改正法による犯人摘発の運用実績を検証することができない現時点で、こうした検証なしに公訴時効制度を改正することは、時期尚早である。

- ② 平成16年改正も被害者等の心情・要求を踏まえて提案されたものであるところ、国家刑罰権行使の在り方を犯罪被害者団体の意見で短期間に変えてしまうことは社会の法的安定性の観点から問題がある。被害者等に対して必要なのは、公訴時効の廃止ではなく、初動捜査を含めた刑事警察の捜査能力の向上や経済的・精神的な支援等の施策である。
- ③ 中間取りまとめに掲げられた4つの「考えられる方策」については、以下の理由から反対する。
  - ・ 何十年も経過した後に証人等によりアリバイを立証するのは難しく、被告人及び弁護人の防御権を害する。
  - ・ 被害者等の処罰感情等はともかく、多くの国民の処罰感情等は時の経過により薄れていくのが一般であり、事実状態が継続した場合にはこれを尊重し、公訴時効を認めて被疑者の訴追ができないようにしても、社会秩序の維持という公共目的に反するわけではなく、それが民事・刑事すべての場合に共通した時効制度の在り方である。
  - ・ 現在の警察の捜査能力を前提とすると、公訴時効制度を改正しても犯人が検挙されるかは疑問である。また、改正により、限られた捜査資源を有効に用いるための捜査側の合理的裁量による資源の配分が一層必要となることにより、被害者等にとって不平等性が増さざるを得ない。
  - ・ これら公訴時効制度の改正により被害者等が得られる利益や被疑者が被る不利益、捜査資源の配分等を比較考慮すれば、公訴時効制度はその犯罪の種類を問わず、現状のまま維持すべきである。
  - ・ DNA型情報等により被告人を特定して起訴する制度、検察官の裁判所に対する請求により公訴時効を停止（延長）させる制度については、中間取りまとめで更に検討を要するとされた事項が妥当するなど、これらを創設することは適当でない。
- ④ 遡及適用については、公訴時効は被疑者の利益のためにも存在する制

度であるので、挙証責任の転換などと同様に、被疑者の実質的地位に直接影響を与える実体法に密接な訴訟規定として、憲法第39条の趣旨が及ぶものと考えらるべきである。また、そうでなくとも、一定期間の経過によってその可罰性が減少するという実体法上の意味を持っているので、刑法第6条若しくはその趣旨に従い、軽い旧法を適用すべきと考えるものであり、これを遡及的に適用するのは相当でない。

(3) 有識者

有識者としては、東京大学の大澤裕教授（刑事訴訟法専攻）から中間取りまとめに掲げた論点を中心にヒアリングを行った。大澤教授から示された見解の要旨は以下のとおりである。

- 公訴時効制度の趣旨については、中間取りまとめにも言及があるが、証拠の散逸や処罰感情の希薄化を含めた総合的な制度として説明されてきている。公訴時効制度は、国家が犯人を処罰する利益と、時の経過により社会の法的安定を図る利益とを比較考量して、その両者の調和を図る政策的な制度であると考えられる。
- 公訴時効をめぐるどの利益をどの程度重視するかは論者により異なるが、刑事司法の根幹にかかわる制度として安定性が要求される反面、これを支える国民の意識というものを無視することはできないと考えられる。
- 中間取りまとめに掲げられた4つの方策のうち、DNA型情報等により被告人を特定して起訴する制度と検察官の裁判官に対する請求により時効を停止（延長）する制度については、難点が多く、これを採用することは実際には難しいのではないかと。

前者は、審判の対象となる1人の人を特定しているとはいえ、現実に裁判を行うこともできないものであって、時効停止の効果のみを見込んだ便宜的な制度といわざるを得ない。

後者は、時効の停止という観点において、一定の確実な証拠がある場合を公訴提起があった場合と同じに扱うことになるが、なぜ、同じに扱うことができるのかが問題となる上、どの程度の証拠があれば確実な証拠と言えるのか、明確な線引きが難しいと思われる。

- 公訴時効制度を見直すとした場合の方策としては、公訴時効の廃止か公

訴時効期間の延長が現実的と思われるが、廃止については、公訴時効制度の趣旨との関係が問題となる。公訴時効制度の趣旨は、従来すべての犯罪に共通に当てはまるという前提で論じられる傾向にあったが、いかなる趣旨がどの程度に当てはまるかは、犯罪の性質によって異なるところがあるのではないかと考えられる。法定刑の上限が同一の犯罪でも、その社会的影響や処罰感情の観点から見たとき、なおそれが異なることはあり得るのではないか。殊に、最も重い死刑という極限の刑罰が科されるような犯罪については、時が経過したからといって犯人の地位の安定性確保という要請をそのまま尊重してよいのかは疑問の余地がある。そういったことを考えると、諸外国の例に照らしても、特定の犯罪について時効を廃止することが直ちに理論的に不当であるとは言い難い。

- 公訴時効期間の延長についても、制度趣旨との関係が問題となるが、この点では、廃止について述べたことが当てはまる。平成16年改正と同じ手法であることから理論的な問題は少ないが、一定の犯罪について特別の取扱いをすることについて、公訴時効制度の趣旨との関係で合理的に説明する必要があることは廃止の方策の場合と同様である。他に、現行の25年を超える期間を定めた場合、合理的に説明ができる適当な期間を見いだせるのか、といった問題がある。
- 現に時効が進行中の事件に対する改正法の遡及適用については、憲法第39条に反するとする見解も有力に主張されているところであり、慎重な検討が必要であろう。もっとも、憲法の文言では、「実行の時に適法であつた行為」と規定している以上、同条は、可罰性の有無及び程度に関する予測可能性を担保して、国民の行動の自由を保障しようとしたものであると考えられるので、①行為の時に適法であつた行為につき事後的に処罰すること、②行為の時に違法ではあつたが罰則の定めがなかつた行為について、後に罰則を定めて処罰すること、③実行時に罰則が存した場合において、後になって罰則を加重することが禁じられると解される。そうすると、可罰性そのものと関わらない公訴時効に関して憲法39条による制約が及んでいると考えることには無理があるのではないか。仮に、刑罰権には犯人の地位の安定のための時間的限界が内在していて、公訴時効はそれを具体

化したものだというような捉え方をすれば、結論は異なりうるが、そのような捉え方は、公訴時効制度を完全に実体法的なものとして理解することとなり、訴訟法的要素をも含んだ複合的なものと理解されるべき公訴時効制度に関する現行刑訴法の規定と整合しないように思われる。また、日本と同様の規定を基本法にもつドイツにおいても、公訴時効に関する改正法を遡及的に適用することは合憲であると判断されており、これが我が国でも妥当するように思われる。

ただし、現に時効が進行中の事件に対して改正法の効果を及ぼすことが立法政策として合理的であるか否かについては、公訴時効制度の趣旨としてどのような点を重視するかとも関連し、考え方が分かれるところであり、更に広い議論を踏まえた慎重な検討が必要であると考えられる。

なお、既に時効が完成した事件について、改正法を適用して処罰することは、一旦国家刑罰権が行使できなくなり処罰を免れた行為について、改めて処罰するものであり、適法となった行為を遡って処罰するに等しく、憲法第39条の趣旨から許されないということで異論を見ないところである。

### 3 意見募集

現在の公訴時効制度の在り方に対する国民の意識の有り様及びその変化を十分に踏まえる必要があると考えられたことから、被害者団体等からの意見聴取とも並行して、本年5月12日から6月11日までの1か月間、公訴時効制度の改正の必要性や見直しの当否、考えられる方策など、中間取りまとめに掲げた論点等に関する国民の意見を、パブリックコメント手続に準じて募集した。

この意見募集に対しては、合計341件の意見が寄せられたが、中間取りまとめに掲げた論点ごとに、寄せられた意見を整理すると、おおむね次のとおりである。なお、意見募集の取りまとめ結果については、別途、法務省のホームページにも掲載することとしている。

#### (1) 公訴時効制度の改正の必要性等

改正の必要性については、必要があるとする意見と必要がないとする意見の双方が寄せられた。

必要があるとする意見においては、公訴時効制度の趣旨の妥当性や、現状を維持することの不都合性についての指摘などが見られる一方、必要がないとする意見においては、公訴時効制度が合理的であることや、平成16年改正を前提とすると時期尚早であることなどの指摘を内容とするものが見られた。

## (2) 考えられる方策

考えられる方策については、大多数は取りまとめに掲げた公訴時効の廃止、公訴時効期間の延長等の4つの方策に対する賛否として意見が示され、その他の方策の提案はごく限られたものであった。

4つの方策のうちでは、廃止に関する意見が大部分を占めており、賛成意見としては、犯人が明らかになったのに公訴時効制度の完成により処罰し得ないことは不都合であるとの指摘や、被害者等の立場に立てば公訴時効制度の趣旨等は納得できるものではないなどの意見が示された。反対意見としては、証拠の散逸による被疑者、被告人の防御上の困難に関する指摘や、公訴時効を見直したとしても被害者等の処罰感情が緩和することはないなどの指摘があった。

その他の方策については、公訴時効期間の延長に関して、施策として捜査資源の適正配分の観点を踏まえた現実的なものであるなどとして賛成する意見と、平成16年改正との関係で合理的な説明ができないなどの理由から反対する意見があった。DNA型情報等により被告人を特定して起訴する制度及び検察官の裁判官に対する請求により時効を停止（延長）する制度に関しては、技術の進歩を理由として、あるいは次善の策として賛成の意を示す意見もあったが、事案ごとの不均衡や既存の制度とのそごを理由として反対する意見があった。

## (3) 対象犯罪の範囲

対象犯罪については、様々な意見があったが、殺人など人の生命を奪った重大犯罪を対象とすべきとする意見が目立った。

## (4) 現に時効が進行中の事件の取扱い（遡及適用）

賛否それぞれの意見が寄せられた。憲法の趣旨や罪刑法定主義の趣旨などに関する指摘が多く見られた。

(5) 刑の時効との関係

刑の時効についても改正すべきとする意見とその必要はないとする意見がともに寄せられた。公訴時効制度との関連性の有無や刑の時効の趣旨の当否にかかわる意見が示された。

4 その他

(1) 中間取りまとめ後の本年6月11日、殺人事件被害者遺族の会（宙の会）から、公訴時効制度の廃止等を求める嘆願書及び署名（約4万5000通）の提出を受けた。

(2) 公訴時効の在り方に関する主として新聞等の報道機関の主張として、例えば、

○ 「殺人など凶悪、重大事件に限り、時効制度を維持していくか、撤廃も視野に検討する必要がある。」（平成20年12月31日付け産経新聞）

○ 「犯罪被害者の思いに留意しつつ、現実的な方策を探る。一定期間を経れば罪に問われなくなる公訴時効制度の見直しを考える場合、この姿勢が大切であろう。」（平成21年4月12日付け読売新聞）

○ 「公訴時効については4年前に延長されたばかりだ。時効は司法の根幹にかかわる。国会だけでなく、国民の間でも、じっくり多角的に論議する必要がある。」（平成21年5月31日付け朝日新聞）

などとする社説に接した。

第4 主要な論点についての考え方

1 公訴時効制度の改正の必要性

公訴時効制度の改正に慎重な意見は、日本弁護士連合会のものを始め、少なからず寄せられている。これらの意見の主なもの、公訴時効制度の趣旨は合理的といえ、特に証拠の散逸により被告人の防御が困難になる、平成16年改正から時日を経ておらず、犯罪の検挙実績等の検証をする必要があり、公訴時効制度の改正の議論は時期尚早である、捜査資源の効率的な配分の観点から、現在の事件に振り分けられる資源が相対的に少なくなり、社会的により不利益である、などの理由に基づくものである。

そもそも、公訴時効制度は、国家刑罰権行使の時間的制限を定めるものであるところ、その根底にあるのは、犯人必罰の要請と時の経過による法的安定の要請との妥当な調和を図ることであると考えられ、どのように調和を図るかについては、国民の正義観念や規範意識にできる限り沿うよう政策的に定められるべきものであるということが出来る。

このような観点から見ると、国会（衆議院・参議院の法務委員会等）の場における指摘、これまでに実施した意見募集手続の結果及び被害者団体からのヒアリングの結果等に照らせば、人の生命を奪った犯罪（生命侵害犯）について、公訴時効制度の在り方を見直すべきであるとする被害者等を含めた国民の声が表示されていると考えられる。このような国民の意見は、平成16年改正後、特に明確に示されるようになったものである。

また、中間取りまとめにも記載したとおり、殺人事件について、犯人が明らかになったのに公訴時効の完成により処罰し得ない事態が、現に生じている。このうち、東京都足立区における小学校女性教諭殺人・死体遺棄事件をめぐっては、民事上の損害賠償請求訴訟において、特段の事情があるときには、殺人の不法行為による損害賠償請求権に関する民法第724条後段による除斥期間の効果が生じないものとされるなど、民事上も、時の経過による法律効果について特別の取扱いがなされる例が生じるに至っている（最高裁第三小法廷平成21年4月28日判決）。

これらは、生命法益をより一層重視し、殺人等の重大な生命侵害犯については、個人が社会において生活していく上で基盤となる生命という法益の重要性をあえて無視し、これを奪ったものであることから、他の犯罪とは質的に異なった、特別かつ厳正な対処をすべきであって、殺人等の重大な生命侵害犯については、その刑事責任の追及に期限を設けるべきではなく、事案の真相をできる限り明らかにすべきであるという国民の正義観念等の表れと考えることができる。

このような国民の正義観念等の変化を踏まえ、更に平成16年改正と同時期に被害者等の尊厳にふさわしい処遇を基本理念とする犯罪被害者等基本法が制定されていることをも併せ考慮すると、少なくとも殺人等の重大な生命法益の侵害については、公訴時効制度の対象とすることが果たして適当であるのかが

問題とされていると考えられる。

したがって、この点を踏まえて、この種事犯における適切な国家刑罰権の行使の在り方を捉え直す必要があるというべきであり、公訴時効制度の改正の必要性が認められる。

## 2 公訴時効制度の趣旨との関係

1で述べたように、殺人等の重大な生命侵害犯について、公訴時効制度を見直す必要性が示されているとしても、その当否及び具体的に採るべき方策を検討するために、公訴時効制度の趣旨との関係を考える必要がある。

この点、殺人等の重大な生命侵害犯については、その刑事責任の追及に期限を設けるべきではなく、事案の真相をできる限り明らかにすべきであるという国民の意識等を踏まえると、公訴時効制度の趣旨との関係は以下のように考えることができるのではないと思われる。

### (1) 処罰感情の希薄化について

上記のように、殺人等の重大な生命侵害犯については、その刑事責任の追及に期限を設けるべきではなく、事案の真相をできる限り明らかにすべきであるという国民の意識は、この種の事犯の悪質性や重大性にかんがみると、その犯人を可能な限り処罰すべきであるという考え方であるということができ、そのような考え方によれば、遺族はもとより社会の処罰感情の希薄化という事情はもはや妥当せず、国家刑罰権行使の機会をできる限り確保すべきものと考えることができる。

### (2) 事実状態の尊重について

また、国家刑罰権の行使により犯人を処罰して社会秩序の維持・回復を図る要請と、法益侵害行為後に時の経過とともに形成された事実上の状態を尊重し社会の法的安定を図る要請との間のバランスをどのように図ることが妥当かを考える場合、殺人等の重大な生命侵害犯については、その刑事責任の追及に期限を設けるべきではなく、事案の真相をできる限り明らかにすべきであるという国民の意識が示されていることを踏まえると、事実上の状態を尊重し社会の法的安定を図る要請に対して、犯人を処罰して社会秩序の維持・回復を図る要請を常に優越させるという形でバランスを取ることがより国

民の意識に沿うと考えることができる。

(3) 証拠の散逸について

犯罪行為から長期間を経過することにより、これに関する証拠が散逸するため、裁判を行った場合に被告人の防御が困難になるとの指摘があるが、長い時間の経過というのは、すべての事実関係について重い挙証責任を負う検察官の側にはるかに負担になるべき事柄であるから、刑事責任の追及に関する期限をより長くしようとも、検察官と被告人との負担のバランスを被告人の不利益に動かすものではない。そして、殺人等の重大な生命侵害犯については、その刑事責任の追及に期限を設けるべきではなく、事案の真相をできる限り明らかにすべきであるという国民の意識からすると、長期間を経過したものの、事案の真相を正しく把握し、刑事責任を追及することができる事件についてまで、公訴時効制度により国家刑罰権の行使を阻み、訴追を断念することは適当ではなく、このような場合には国家刑罰権を行使できるようにする必要があると考えることができる。

3 公訴時効制度を見直す場合の方法、対象範囲

(1) 上記のとおり、公訴時効勉強会等に対して寄せられた様々な意見等にかんがみると、殺人等の重大な生命侵害犯については、その刑事責任の追及に期限を設けるべきではなく、事案の真相をできる限り明らかにすべきであるという国民の意識は、現時点において相当強く示されているものといえる。

また、殺人等の重大な生命侵害犯について、公訴時効制度の趣旨との関係は、2で示したような考え方を採ることができるものと考えられる。

そこで、国家刑罰権の行使の在り方としては、この種事犯に限っては、その行使の機会に時期的限界を設けることは適当ではないと考えられることから、殺人等の重大な生命侵害犯については、公訴時効制度の対象外とし、その公訴時効を廃止することが相当であると考えられる。

また、殺人等の重大な生命侵害犯について公訴時効の対象とせず、これを廃止する場合、これらの犯罪と法益侵害性の点で共通するが、より法定刑の軽い一定の犯罪については、公訴時効制度の対象犯罪として維持するとしても、均衡上、公訴時効期間について見直しを行う必要があるものと考えられ

る。

もっとも、公訴時効を廃止する対象犯罪の範囲、公訴時効を延長する対象犯罪の範囲、公訴時効期間を延長する場合の具体的な年数等については、捜査資源の適正な配分の観点や制度の整合性等を踏まえて、更に検討する必要がある。また、これらの見直しを行うこととした場合の捜査実務については、例えば、捜査態勢や事件記録、証拠物の保管等の取扱い、被疑者が死亡していると考えられるような長期間の経過後になされた告訴等、捜査を行うにつき時間的制限がなくなることにより生ずる問題について、どのように対処することが相当であるかについても十分な検討を要することになる。

- (2) DNA型情報等により被告人を特定して起訴する制度及び検察官の裁判官に対する請求により公訴時効を停止（延長）する制度については、公訴時効勉強会に対して寄せられた様々な意見に照らしても、中間取りまとめで指摘した諸点について、更に慎重な検討を要するというべきであり、また、公訴時効制度の在り方について示されている、殺人等の重大な生命侵害犯に関する上記の国民の意識を重視すれば、これらの個別の事案を対象とした方策では、このような要請に十分応えることはできないことから、今回公訴時効の見直しに当たって採るべき方策としては適当ではないと考えられる。

#### 4 現に時効が進行中の事件等の取扱い

このように、公訴時効制度を一定の犯罪について廃止するという方向で見直すこととする場合、この方策を現に時効が進行中の事件にも及ぼすことができるか否かが、憲法の解釈ともかかわって問題となり、また、及ぼすことができるとしても、そのような方策を採ることが相当かという問題がある。

##### (1) 現に時効が進行中の事件について

###### ア 憲法第39条との関係

憲法第39条前段前半は、行為時に適法な行為につき、事後立法によって遡及的に処罰することは、人権を侵害し、社会生活を不安にさせ、法的安定を害することになるため、これを禁止したのと考えられる。これは、被告人が当該行為を行うか否かを判断するに際し、刑罰が科せられるか否か及びその刑罰の程度が事前に告知されているかどうか、その行為を行っ

た場合の罰則についての予測可能性を重視したものと考えられる。

公訴時効に関する規定の変更は、実行時からの時間の経過による国家刑罰権の行使の可否にかかわるものではあるが、実行時に適法であった行為について処罰したり、違法性に関する評価を変更して刑を重くするわけではないから、これについて同条前段前半が適用される場合には該当しないのではないかとと思われる。

また、公訴時効制度の趣旨として、刑罰を加える必要が時間とともに消滅・減少することが挙げられるとしても、公訴時効の期間内においては、刑罰権は犯行直後のそれと変わることなく存続し続けるのであり、公訴時効制度によって時間の経過とともに刑罰権が縮減していくわけではない。したがって、法改正により公訴時効期間を延長させたとしても、いったん縮減・消滅した刑罰権を拡大・復活させるものではない。

さらに、公訴時効期間は、犯罪を行うに当たって行為者が罰則に関して通常予測する対象には含まれておらず、仮に、そのような期待を被告人がしていたとしても、公訴時効期間に対する予測や期待は、行為を行うに当たって保護すべき予測可能性の対象に含まれるべきかは疑問である。すなわち、罪となることを知りながら、時間が経過すれば刑罰から逃れられると考えてあえて犯罪行為に及ぶような者に、憲法第39条前段前半による保護に値する予測可能性はないのではないかと考えられる。

このように、公訴時効制度の改正法を現に進行中の事件に適用することは、被告人に対して保護すべき予測可能性とはかかわりがないので、公訴時効完成の成否は、国家刑罰権行使の時点における訴訟に関する規定によることも許されるのではないかと考えられる。

もっとも、このような考え方に反対する見解も多くあることからすれば、更に幅広く議論を行って検討を積み重ねていくべきであると考えられる。

#### イ 現に時効が進行中の事件に対して改正法の効果を及ぼすことの相当性

なお、平成16年の公訴時効制度の改正に際しては、施行前に行われた犯罪行為については公訴時効期間の延長に係る規定を適用しないこととされており、今回、見直しを現に時効が進行中の事件に適用することとする、従前の取扱いとは異なった取扱いをすることとなる。

したがって、現に時効が進行中の事件の取扱いの問題については、政策的な当否を含めて、更に検討する必要がある。

(2) 既に時効が完成した事件について

他方、既に時効が完成した事件につき、事後的に時効が完成していないものとして扱うことは、一旦国家刑罰権が行使できなくなり処罰を免れた行為について、改めて処罰することができることとするものであって、被告人に対する不意打ちとなり、その地位を著しく不安定にし、適法となった行為を遡って処罰するに等しく、遡及処罰の禁止を定めた憲法第39条の趣旨からして相当でないものと考えられる。

5 刑の時効との関係

公訴時効と刑の時効とは、一定の期間の経過により、公訴権あるいは刑の執行権が消滅するものであって、その性質には共通する面がある。殺人等の重大な生命侵害犯について、その刑事責任の追及に期限を設けるべきではなく、事案の真相をできる限り明らかにすべきという要請を踏まえて、これらの犯罪の公訴時効を廃止するなどする場合、刑の時効についても、公訴時効に関する改正内容に整合するよう見直すことが相当と考えられる。

第5 見直しの方向性

以上の検討のとおり、凶悪・重大犯罪の公訴時効については、以下の方向で見直しをするのが相当と考えられる。

- ① 人の生命という最も重要な個人的法益を奪った殺人罪などの重大な生命侵害犯について、その中で特に法定刑の重い罪の公訴時効を廃止し、それ以外の罪についても公訴時効期間を延長する方向で見直すのが相当である。もっとも、廃止・延長の対象犯罪の範囲、延長する場合の具体的な年数などの方策の詳細や、廃止する場合に捜査を行うにつき時間的制限がなくなることにより生ずる問題への対応等については更に検討を要する。
- ② 刑の時効についても公訴時効の見直しの内容に整合するよう見直すことが相当である。
- ③ 上記の見直し策を現に時効が進行中の事件に対して適用することは憲法上

許されるのではないかと考えられるが、その当否を含め、更に慎重に検討する必要がある。

以 上

## 「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方」に関する意見募集結果（概要）

### 1 意見募集の経緯・要領等

法務省においては、殺人等の凶悪・重大な犯罪の公訴時効の在り方について見直しを求める声の高まりを受け、平成 21 年 1 月から、省内勉強会を開催して、これについて検討を行ってきたところ、制度改正の必要性や見直しの当否などについて、現在の公訴時効制度の在り方に対する国民の意識の有り様及びその変化を十分に踏まえる必要があると考えられた。

そこで、公訴時効制度の在り方に関して検討を要する主要な論点と考えられる下記 2・から・までの点などについて、平成 21 年 5 月 12 日から同年 6 月 11 日までの 1 か月間、パブリックコメント手続に準じた意見募集手続を実施し、郵送、ファックス又は電子メールにより意見を募ったものである。

なお、意見募集の取りまとめ結果については、法務省のホームページにも掲載する予定である。

### 2 意見募集の結果概要

上記意見募集に対して寄せられた意見は合計 341 件に達したが、意見募集要領に掲げた次の・から・までの論点ごとに、寄せられた意見を整理すると、おおむね次のとおりである。なお、意見内容を記載するに当たっては、凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方に関連する部分について適宜要約の上、誤字等は適宜修正している。

#### ・ 公訴時効制度の改正の必要性等

改正の必要性については、必要があるとする意見と必要がないとする意見双方が寄せられた。

双方の意見の代表的な例は別紙 1 のとおりであり、必要があるとする意見においては、公訴時効制度の趣旨の妥当性や現状を維持することの不都合性についての指摘などが見られる一方、必要がないとする意見においては、公訴時効制度が合理的であることや、平成 16 年改正を前提とすると時期尚早であることなどの指摘を内容とするものが見られた。

#### ・ 考えられる方策

考えられる方策については、大多数は取りまとめに掲げた公訴時効の廃止、公訴時効期間の延長等の 4 つの方策に対する賛否として意見が示され、その他の方策の提案はごく限られたものであった。

4 つの方策のうちでは、廃止に関する意見が大部分を占めており、賛成意見としては、犯人が明らかになったのに公訴時効制度の完成により処罰

し得ないことは不都合であるとの指摘や、被害者等の立場に立てば公訴時効制度の趣旨等は納得できるものではないなどの意見が示された。反対意見としては、証拠の散逸による被疑者、被告人の防御上の困難に関する指摘や、公訴時効を見直したとしても被害者等の処罰感情が緩和することはないなどの指摘があった。

その他の方策については、公訴時効期間の延長に関して、施策として捜査資源の適正配分の観点を踏まえた現実的なものであるなどとして賛成する意見と、平成16年改正との関係で合理的な説明ができないなどの理由から反対する意見があった。DNA型情報等により被告人を特定して起訴する制度及び検察官の裁判官に対する請求により時効を停止（延長）する制度に関しては、技術の進歩を理由として、あるいは次善の策として賛成の意を示す意見もあったが、事案ごとの不均衡や既存の制度とのそごを理由として反対する意見があった。

これらの意見の代表的な例は別紙2のとおりである。

- 対象犯罪の範囲

対象犯罪については、様々な意見があったが、殺人など人の生命を奪った重大犯罪を対象とすべきとする意見が目立った。代表的な意見の例は別紙3のとおりである。

- 現に時効が進行中の事件の取扱い（遡及適用）

賛否それぞれの意見が寄せられた。憲法の趣旨や罪刑法定主義の趣旨などに関する指摘が多く見られた。代表的な意見の例は別紙4のとおりである。

- 刑の時効との関係

刑の時効についても改正すべきとする意見とその必要はないとする意見がともに寄せられた。公訴時効制度との関連性の有無や刑の時効の趣旨の当否にかかわる意見が示された。代表的な意見の例は別紙5のとおりである。

## 1 公訴時効制度の改正の必要性等

### 【必要があるとの意見】

- ①犯罪被害者遺族の意見を十分に反映させる必要があり，犯人が明らかなのに公訴時効完成により処罰できない事態は，国民感情から納得のいくものではないこと，②科学技術が発達し，歳月が経過しても，検察官が公判を維持することが困難とはいえないこと，③およそ人の生命を奪う犯罪について言えば，時が経過しようとも，処罰感情が薄らいでいくことはあり得ないこと，④重大犯罪，特に故意犯の犯人について，事実上の状態が継続したことを保護する必要がある，処罰することの必要を上回るとは到底思えないこと，⑤確かに，未解決事件が累積すれば，それだけ多くの捜査資源が配分されなければならないが，社会の安全，安心に関する国民の理解は得られやすいことなどから，公訴時効制度の改正は必要である。
- 刑法が国民の社会安定性を考えて規定されているものである以上，回復不可能な法益侵害に対しては厳しく対応すべきである。回復不可能な法益侵害については，公訴時効を設けるべきではなく，改正を行って見直すべきである。
- 公訴時効期間を延長するだけでは問題を先送りにするだけで，また何年かすると廃止や更なる延長を求める声が多くなっていく。
- 人の証言等があいまいになり，証拠が散逸するとしても，そのことが，重大事件について，裁判をしなくてよい理由になるとは思えない。また，平等・公平に裁判を行うべき利益に比べれば，犯人の事実状態を尊重すべきとは思われない。証拠の散逸については，証拠が不十分であれば『疑わしきは被告人の利益に』の原則により，無罪となるため，必ずしも被告人の防御が成り立たないというわけではなく，裁判で判断すれば足りる。
- 公訴時効制度により，犯罪者があらゆる手段を講じて逃げおおすことが有利となることで犯罪者の逃亡を助長しており，公平にかなわず，国民からして大変違和感を感じる。
- 誤った法律でも改正から日が浅ければ変えなくてよいわけではなく，改正からの期間が浅いことは再改正しない理由にはならない。
- 前回の改正は，段階的に時効を撤廃するためのステップであり，やはり延長ではなく撤廃がふさわしいと再考する必要性が出てきたと考えるべき。

## 【必要がないとの意見】

- ①社会の処罰要求は、通常の場合、時の経過とともに減弱するし、行為時から変化した行為者に行為直後と同様の刑罰を科すことの当否も問題である上、時の経過とともに行為者の周囲の者の利益を保護する必要が出てくる、②一方当事者である捜査機関による科学捜査の実施過程の検証が適切に行われる環境にない上、科学鑑定のみで犯罪事実全体を証明できるものではなく、その他の部分に関する被告人の防御には多大の困難を伴う、③無実の者が捜査機関から一定の嫌疑をかけられ、処分保留のまま一生訴追される危険から解放されないというのは余りに酷である、など公訴時効制度を存続させる合理的理由がある。
- 時効などの論議で金をかけるなら、逃げ得を生じさせないように、科学捜査の充実や、無尽蔵に監視カメラを設置するなど、凶悪・重大犯罪の犯罪抑止のための方策を議論すべきである。
- 事件発生から刑事裁判の開始まで、時間がかかるようになれば証拠は散逸し、検察が不利な証拠を保持し続ける一方、弁護側は容疑者に有利な証拠を提示できなくなり、被告人の防御権を大きく損ない、えん罪の危険性が増すおそれがあるため時効のこれ以上の延長や廃止には反対である。
- 今回の公訴時効見直しの検討は、被害者遺族の声、すなわち、国家社会の立場からなされたものであるが、被害者やその遺族の保護は、刑罰権の行使とは別の手続において、被告人や犯人の利益と矛盾することなくなされるべきであって、公訴時効制度の改正によるべきではない。
- 刑事裁判は被害者の復しゅうのための装置ではない。時効の見直しは被害者等から強く言われているようだが、経験上、被害者にとっても、時効は一つの区切りになる。いつまでも捜査を続けてほしいと思う被害者ばかりではない。一部の強い意見に振り回されないでほしい。
- いつまでも過去の事件の捜査を行うことで、犯罪の事実を立証しにくくなることに加えて、現在の事件に対して振り分けられる資源が相対的に少なくなってしまうため、社会的に見た場合に、より不利益が多くなる。世間では被害者への同情の声ばかりが目されるが、このような場面であるからこそ、今回の改正については慎重な判断をするべきである。
- 平成16年の改正で、どうなったかその効果や意義を十分観察すべき。まだそれから4年程度しか経過しておらず、当時とそれほど事情が違うとは思えない。刑事司法の根幹にかかわる重要な制度を度々変えるのはおかしい話であり、公訴時効について議論するのは時期尚早である。

## 2 考えられる方策（各方策の利点及び更に検討を要する論点）

### ① 公訴時効の廃止

#### 【賛成の意見】

- 時効は撤廃すべきである。
  - ・ 凶悪事件を働いたものを安心させる現行法は不当である。「逃げ得」を助長している。
  - ・ 法律を正義に少しでも近づけるためには廃止すべき。日本の法律は余りに人命を軽んじすぎており、人としての尊厳を重んじ、人の命を奪った（り、被害者の肉体に消え去らぬ障害を残した）凶悪・重大犯罪を決して許してはならないことを法律上も宣言すべき。
  - ・ 悪いことをしたら必ず罰せられるという共通認識が犯罪を抑止し、国民の生活の安全を高めるものであり、時効をなくせばこの共通認識が強化されるため。犯罪を犯すと逃げ回っている間いつまでも追われることが犯罪抑止、治安維持につながる。
  - ・ 被害者等が納得できる制度こそが必要であり、被害者等の感情を最優先した制度こそが一般人が納得できる制度だといえる。被害者等の立場からすれば、犯人はもちろん、時効制度の存在も許せない。
  - ・ 証拠の散逸については、検察官の立証責任があるので、被告人が無罪を証明する必要はないし、長期間経過後の裁判では、物的証拠が信用できるかどうか重要視されるので、証言の困難性を過度に取り上げる必要はないのではないか。
  - ・ 世界の先進国各国で殺人罪に時効がある国は少数であり、時効を廃止しても不合理ではない。
  - ・ 殺人事件を起こした犯人が、時効後自首した後、開き直って被害者関係者側に一切の謝罪を拒否している趣旨の報道を拝見し、現状の時効制度の矛盾を痛感した。法治国家で再び起こってはいけない。
- 捜査資源の配分については、必ず専従捜査員をつけることが義務付けられているわけではないので、有力な証拠が出現するまで捜査を停止することを事実上認め、証拠・記録の保管についても、内部的な規定（必ずしも法律である必要はない）によって、保管期間を100年とするなどの要件を定めればよいのではないか。

【反対の意見】

- 公訴時効制度の存在理由は合理的であり，犯人が明らかになったのに処罰し得ない事態が生ずることもやむを得ない。
- 無罪である証拠が散逸してしまった場合のその被疑者・被告人とされる者の防御・立証が困難になる。
- 捜査をいつまでも継続したところで，長期間当初の捜査態勢を維持できるはずもなく，警察に放置される事件が増加するだけであり，犯人を捕まえられることは恐らく1パーセントもない。
- 遺族には同情するが，犯人が捕まって刑が確定して服役ないし死刑になったからといって，遺族の処罰感情が満たされたということは聞いたことがない。そのような中で，たとえ犯した罪が重罪であったとしても，100年後に犯人が存命であったため捕まえた場合に，そのような高齢者を100年前の罪で裁くことが社会正義であるとは到底思えない。
- 刑罰は犯罪抑止や犯罪者更生のためにある事が国益にかなうのであり，被害者感情を晴らすためにあるべきではない。犯罪者が刑に服したとて被害者感情がいえるとは限らず，時効撤廃する意義は乏しい。

## ② 公訴時効期間の延長

### 【賛成の意見】

- 現在のように公訴時効期間が短くては、被害者等が報われず、加害者を擁護しすぎであり、逃げ得と感ぜられる。
- 刑事責任能力が14歳以上であること、刑の確定による執行を実効たらしめることを考えると、60年から70年程度に延長すればよい。
- 時効を現行の25年から10年程度延長したからといって、その期間の区切りに合理的説明をするのは困難なため、犯人が死亡していると推定される70年から100年程度を目途に時効期間を延長すべき。
- 捜査資源の適正配分の観点から、公訴時効期間を延長すべき。
- すべての犯罪の公訴時効期間を現行の2倍とすればよいのではないか。

### 【反対の意見】

- 大幅に延長すれば事実上廃止と同様の効果を持たせることもできるが、平成16年の改正に照らして、朝令暮改のそしりを免れない。
- 中途半端な延長では、実質的な効果がなく、100年などにすると日本の法制度、感覚になじまない。
- 従来 of 延長でしかなく、問題を先送りにするだけである。
- 被害者等にとって、いつか犯人は捕まり公正に処罰は下される時が来るという希望を絶たれることは耐え難く、公訴時効期間の延長の方策によることは被害者の尊厳を傷つける。
- 既に公訴時効期間は十分長い。

### 【その他の意見】

- 法定刑を基準に時効期間を定める体系であったとしても、一定の重大犯罪を別に取り扱うことは国際的には常識であり、その点について殊更に検討は不要である。

③ DNA型情報等により被告人を特定して起訴する制度

【賛成の意見】

- 確たる検体と鑑定方法の進歩の条件付きで導入すべき。
- DNA型鑑定が進歩している。
- 事案ごとの不均衡はやむを得ない。

【反対の意見】

- DNA型技術そのものの信頼性、DNA型情報の採取状況・鑑定の信頼性、劣化していく他の証拠との関係等の問題に配慮せず、DNA型情報だけですべて解決という発想は短絡的である。
- 犯罪によっては、どのような経緯でDNA型情報が付着したのかが重要であり、必ずしもDNA型情報の主が犯人であるわけではない上、性犯罪等の一部の事件を除き、それのみで犯人の特定自体困難である。
- 強姦事件など、DNA型情報が一致しても、性行為の合意の有無は不明であり、長期間経過後にこの点につき証明を行うのは非常に難しい。
- 被告人がいない裁判など前代未聞であり、「刑事訴訟手続はおよそ現実に進行しない」ので適当でなく、現行法体系を維持しながら、このような特例的取扱いをすることの整合性には大きな疑問が残る。
- 犯罪自体が公訴時効期間内に判明しない事件に対応できない。
- DNA情報がなかった場合のことを考えると妥当でない。
- 全国民のDNA型情報を誕生時に登録し、データベース化するなどの政策を採るなどの前提がないまま、このようなバーチャルな公訴手続を行うのは時期尚早であり、その後の検討課題である。

④ 検察官の裁判官に対する請求により公訴時効を停止ないし延長させる制度

【賛成の意見】

- 延長（停止）の判断時に、捜査の状況等を検証できるようにしておけば、えん罪防止の一助にもなるのではないか。
- 時効廃止までのつなぎの措置又は廃止できない場合の次善の措置として考えられる。もっとも、いつまで時効を停止するかは問題である。

【反対の意見】

- 法定刑に応じた一律の取扱いを定める現行制度と不整合，不均衡，運用上の不明確性が懸念されるので，反対である。
- 同じような犯罪であっても，担当した検察官のさじ加減で時効が停止されたりされなかったりするの，恣意的で不公平である。
- 検察官には，既に，起訴便宜主義という裁量権が与えられているところ，これに加えて，公訴時効についての裁量権をも与えることは，公平性を害する。
- 新たな公訴時効制度を定め，「一律の取扱い」を行うべきであり，検察官と裁判官の判断次第で公訴時効が停止されたり延長されるべきではないと考える。
- 例えば，失そうしたと思われていた人が実は殺されていた，ということもあり得，時効完成前に，将来の有力な証拠の思わぬ出現を予測することは不可能で，非常に公平性を欠く。

### 3 対象犯罪の範囲

#### 【見直しの対象範囲に関する意見】

- 殺人などの凶悪・重大な犯罪については対象とすべき。
  - ・ 裁判員裁判対象事件の範囲と一致させてはどうか。
- 殺人罪について対象とすべき。
  - ・ 殺人罪は人の将来を奪うなど、その責任は重大で非常に重い一方、財産犯や身体犯は、時効を設けることもやむを得ない。
- 死刑に当たる罪について対象とすべき。
  - ・ 回復不可能な法益侵害に対しては時効を認めるべきではなく、死刑を想定している行為は社会的に厳罰されるべき行為といえる。
- 人の生命を奪う重大犯罪については対象とすべき。
  - ・ 経済的損失（窃盗や毀損など）についての時効制度は納得できるが、生命にかかわる事件については、公訴時効は存在すべきでない。
  - ・ 業務上過失傷害などは発生件数が膨大であり、捜査資源の適正配分の見地からは、含めないこともありうる。
  - ・ 故意・過失を問わず対象とするべき。ひき逃げも当然含むべき。
- 被害者がいる重大犯罪を対象とすべき。
- 時効制度全体を対象とすべき。
  - ・ 基本的に犯罪は許さないとの立場を明確にするべき。軽犯罪と重大犯罪を区別する理由がない。

#### 【見直すこととすべきでない犯罪に関する意見】

- 殺人などの時効は十分に長く、見直す必要はない。
- 凶悪・重大犯罪の定義はあいまいであり、また、例えば殺人罪一つをとってみても、我が刑法において、その罪質には種々のものがあり、一律に罪名によって対象範囲を画することは、不均衡である。

#### 4 現に時効が進行中の事件の取扱い（遡及適用）

##### 【賛成の意見】

- 憲法39条は、実行の時に①適法かどうか及び②処罰の程度が行為者に判断できることを要求しているだけで、文理解釈として時効期間等について規定していないことは明らかである。抵触するという説は憲法39条の『趣旨』というが、『趣旨』だけで拡張解釈して突き詰めていくと、被告人に不利な訴訟法変更はすべて遡及適用が不可能になる。また、常識的に考えても、犯人が実行の時に「自分の行為は適法である」又は「自分の行為は最高でも懲役10年である」という信頼をさかのぼって覆すことは許されないが、「自分の犯罪は25年隠し通せば処罰を免れる」という期待は保護する必要がない。したがって、遡及適用は可能である。
- 憲法39条の規定は、行為時に適法であったものを事後の法で処罰する事、時効で無罪が確定したものを再度裁く事、一度裁かれた犯罪行為を再度裁く事を、それぞれ禁じているのであって、行為時に犯罪であり、無罪が確定しておらず、一度も裁かれていない犯罪の時効を延長する事には及ばない。また、罪刑法定主義とも関係がない。したがって現に時効が進行中の事件にも遡及適用すべきである。
- 遡及適用をしないと実質的に公訴時効廃止の意味が失われるものであり、被害者・社会的感情から許されない。憲法39条の遡及処罰の禁止は、重大犯罪に関する時効制度については犯人に不当にくみするものであり、文言のみで解釈するのではなく、社会の実情に合わせた解釈が可能であると思われる。したがって遡及適用をすべきである。
- 殺人などの凶悪事件に関しては、同じ犯罪を犯しながら、発生の時期で犯罪者への対応が異なる事には違和感を感じる。
- 既に公訴時効が完成した事案に対しても、今回の見直しに当たり何らかの検討をしてほしい。

## 【反対の意見】

- 罪刑法定主義に反するものではないが、犯人にとっては重大な利害を有する事項であるから、刑法6条の趣旨にかんがみて、(行為時と裁判時を比べて)有利な方を適用すべきであり、遡及適用すべきではない。
- 公訴時効制度は時の経過により正しい裁判を行うことが困難になることを防ぐための制度であり、刑事訴訟法・刑法の理論からは、遡及適用が可能であるとも考えられるが、仮に現に時効が進行中の者についてさかのぼって改正法を適用するとすれば、人の法的地位を不安定にし、ひいては国民の刑事訴訟への信頼をゆるがすこととなる。したがって、憲法39条の趣旨及び罪刑法定主義の要請をも踏まえ、遡及適用は許されない。
- 公訴時効を改正する以前の事件にまで、遡及させるという考え方は、法の安定性を乱すものであり、いくら被害関係者の声が大きいかからと言っても、遡及適用を法制度として採用することは、国家の役目と機能、国家の成り立ちからみても採用されてはならない。遡及法の禁止は堅持すべきであり、常識を失念しない国の基本姿勢が必要である。
- 公訴時効制度の存在理由には実体法的な事由も含んでおり、公訴時効制度に関する改正は、実質的には罪刑の内容に変更を加えることになるから、罪刑法定主義の内容をなす遡及処罰の禁止が妥当するし、また、無実の者が捜査機関から一定の嫌疑をかけられ訴追の危険にさらされている場合に、時効進行中に更に時効期間を延長することはその者の私生活上の平穩という実質的利益を脅かすことになる。